

石川県「木づかい宣言事業者」募集要領

(目的)

第1条 本県の約7割を占める森林は、木材生産はもとより、水源かん養、県土保全などの様々な公益的機能を有しており、県民共通の財産となっている。

一方、戦後造成された人工林が成長し、利用できる時期を迎えており、森林資源を適切に利活用していくことは、森林の持続的な保全を図るうえで重要なこととなっている。

この森林資源の利活用を進めるためには、県産材等の木製品（以下「県産材商品等」という。）を積極的に利用する店舗等を広く紹介することが必要である。

このため、県産材商品等を積極的かつ計画的に使用していく旨を自ら宣言した企業や店舗等を「木づかい宣言事業者」して公募し、登録することにより、県民と協働して森林資源の利用拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「県産材商品等」とは、県産材又はその他木材（国産材に限る）を使用した住宅以外の製品をいう。

(公募対象)

第3条 「木づかい宣言事業者」として公募の対象とする企業や店舗等は、より多くの県産材商品等の利用を拡大する観点から、県民の目に触れやすい次の県内及び県外の店舗等（県外の店舗等にあつては、県内に本社又は本店のある事業者に限る。）とする（公共施設も含む。）。

(1) 箸部門

飲食店、ホテル・旅館、食堂、コンビニ等

(2) 日用品部門

事務用品・木質燃料等で使用する企業等

(3) 遊具部門

幼稚園、キッズコーナーを有する店舗等

(4) 家具、建材部門

内装・什器等で使用する店舗、土木工事・建築工事の資材等で使用する企業等（住宅を除く）

(5) その他

(支援の内容)

第4条 登録した店舗等に対する支援は、次のとおりとする。

- (1) 登録書の交付
- (2) 県ホームページ等の各種広報媒体を活用した紹介
- (3) その他必要な支援

(登録の申請)

第5条 登録の申請は、次によるものとする。

- (1) 登録を受けようとする店舗等は、「木づかい宣言事業者」登録申請書（以下「申請書」という。）（別記第1号様式）によるものとする。
- (2) 申請書は、県森林管理課長に提出するものとする。

(登録の要件)

第6条 前条の申請を行う店舗等は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 県産材商品等を積極的かつ計画的に利用する旨を書面により宣言すること。
- (2) 県産材商品等を使用していることを明示し、県民に広く周知すること。
- (3) 県の広報媒体への掲載や県が実施する施策等への協力ができること。

(現地調査)

第7条 県は、申請のあった店舗等の県産材商品等の使用状況等を必要に応じて現地調査することができる。

(意見の聴取)

第8条 県は、「木づかい宣言事業者」を登録しようとするときは、木づかい製品利用促進委員会の意見を聴くことができる。

(登録の決定)

第9条 県は、登録を決定したときは、申請者に「木づかい宣言事業者」登録通知書（別記第2号様式）を交付する。

(登録台帳)

第10条 県は、登録店を登録台帳（別記第3号様式）に登載するものとする。

(登録店の責務)

第11条 登録店は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 県産材商品に関する情報を消費者に対し積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努めること。

(2) 第9条に定める通知書を店舗（施設内）に掲示すること。

2 登録店と消費者の間において、表示に係わる問題が生じた場合は、当該指定店がその責を負うものとする。

(登録店の辞退)

第12条 登録店は、登録を辞退する場合は、登録辞退届出書（別記第4号様式）を森林管理課長に提出するものとする。

(登録の取り消し)

第13条 虚偽、法令違反、倫理的に問題があると判断した場合など、県は登録を取り消す場合がある。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成26年10月6日から施行する。